

# 目指すべき伊吹山の将来像

－南側斜面の復旧から真の“伊吹山再生”へ－

令和 7 年(2025 年) 3 月 21 日  
伊吹山保全対策滋賀県・米原市  
合同プロジェクトチーム

## 1. 目的

伊吹山は日本百名山の一つであり、滋賀県最高峰（標高 1,377m）で琵琶湖国定公園および岐阜県立伊吹自然公園に指定されている。山頂から中腹まで石灰岩層が広く分布し、水はけが良く、冬季季節風の強い風衝地である。こうした自然条件に加え、採草等の人為的影響により特異かつ多様な植物相が形成されている。生育する植物群落の中には、北方系植物や亜高山性植物、国内における分布の南限となっている種や伊吹山だけに自生する多くの固有種等も含まれている<sup>1</sup>。植物分類学や植物地理学、人との関わり合いについての文化的な観点からも学術的に極めて貴重な環境であり、山頂のお花畑は国の天然記念物に指定されている（伊吹山頂草原植物群落）。国内の半自然草地はその 9 割が消失している中<sup>2</sup>、草地環境に依存した生物の生息環境としても重要な価値を持つ。また、周辺には高い山がないことから湖国のランドマークとして知られ、さらに、琵琶湖の眺望や貴重な動植物を楽しむ多くの登山客に利用されてきたほか、四季を彩る美しい山容が広く県民から愛されてきた。

歴史的には、伊吹山は古代より信仰の対象として崇められ、江戸時代の昔より農耕用の草刈りや屋根用の茅刈りなどが行われ、地域の人々の生活を支えてきた。また、戦後は乳牛等の放牧地として利用されたほか、石灰岩採掘が大規模に行われるようになった。昭和 30 年代からはスキー場のゲレンデとしても利用され、昭和 40 年代からは山麓と山頂を結ぶドライブウェイが開通し、山頂のお花畑へのアクセスが容易になり、一帯が多くの人々に親しまれ賑わうようになった。近年では石灰岩採掘<sup>3</sup>と観光利用に利用状況が変化している<sup>4</sup>。利用状況の変化に伴う様々な課題を受け、昭和 47 年には「伊吹山を守る会」が発足し、官民一体となり環境保全活動の取組が継続して行われてきた。平成 20 年には滋賀県、米原市、地域住民、各保全団体や関係企業、学識経験者等多様な関係者が参画する「伊吹山自然再生協議会」<sup>5</sup>が発足。自然環境等の再生を図ることを目的に連携し、様々な取り組みを実施している。

近年、ニホンジカによる植生への食害等の影響で、草地の裸地化が進むとともに、度重なる強雨により南側斜面の土砂流出が進行し、南側斜面全体では、広範囲にガリ浸食が形成されている。

その中で、令和 5 年 7 月 12 日の降雨により土砂流出が発生し登山道が被災したことに加え、令和 6 年 7 月 1 日、15 日、25 日に連続して伊吹山南側斜面西側に位置する勝山谷川から土砂が伊吹地区の集落に流入する災害が発生した。

そのため、令和 6 年 7 月以降、地域生活の安全・安心の確保を最優先に、県では堰

堤への堆積土砂の撤去、応急土砂止工の設置、ニホンジカ捕獲への技術支援等の緊急対策を講じ、令和6年末までに完了したところである。また、市では大型囲いわなの増設等を含め、捕獲の強化を継続して実施している。

今後は、伊吹山の保全・再生に滋賀県・米原市・関係者が連携して中長期的に取り組むこととなるが、その際、どのような伊吹山を目指していくのかについて共通の認識を持つことが重要であるため、本稿は、目指すべき伊吹山の将来像を示すものである。

伊吹山の将来像を共有しながら、これまでの人と自然の共生の歴史を踏まえつつ、優れた自然環境・自然景観を後世に伝えていくために、伊吹山の保全再生と持続的な活用を目指す。

なお、この将来像は、上記の趣旨を踏まえ、この時点において関係者と共有するものであり、今後の各事業の進捗の状況や各関係者との協議等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

## 2. 伊吹山の将来像

生物多様性保全の象徴の一つとして、多様な生物相がみられる自然豊かな伊吹山を目指していく。

とりわけ、お花畑については、文献<sup>1</sup>で確認できる過去の状況を目安として適正な植生群落の規模を設定した上で、保護のための必要な設備の整備・管理を継続しつつ適正な利用のルールを定めてその回復と維持に努めることとする。

これまでのニホンジカの食害等や度重なる降雨によって衰退した植生やガリ浸食等が広く形成された南側斜面については、地域の残存植生に関わる知見を活かした植生復元事業と治山事業を講じることで、森林や草原で覆われた山容を創出していく。

併せて、登山者の安全が確保された登山道の再開を通じ、多くの人を惹きつける魅力あふれる伊吹山を取り戻すとともに、勝山谷川における土砂災害対策と併せて、地域住民の生活の安全と安心を確保していく。

さらに、伊吹山の利用者や地域の人々が、その保全・再生事業の過程に積極的に参画し、同時に、その自然環境、生活・歴史文化、地域資源を学び、体験できるような仕組みを構築し、伊吹山の国民的な資産としての価値を再発見し、将来に引き継ぐことを目指す。

---

<sup>1</sup> 伊吹山を守る会. 伊吹山の生物相とその保全:伊吹山総合学術調査報告書, 1980

<sup>2</sup> 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 “プレスリリース 森林の国・日本で草地は10 年以上維持されてきた ―近年の草地の激減は地質学的時間スケールで大きな出来事―”. 国立研究開発法人森林研究・整備機構. 2019-05-29.

<https://www.ffpri.affrc.go.jp/press/2019/20190529/index.html> , (2025-03-13)

<sup>3</sup> 住友大阪セメント株式会社伊吹工場では法面や採掘跡の法面の緑化事業を1970年代より継続して実施している(2003年に滋賀鉱産株式会社に緑化事業を引き継ぎ)。伊吹山を守る自然再生協議会において緑化成果を毎年報告している。

<sup>4</sup> 伊吹山自然再生協議会. 伊吹山再生全体構想, 2009(平成21年)

<sup>5</sup> 2017(平成29)年度に体制の変更にともない、「伊吹山を守る自然再生協議会」に名称変更。

### 3. 取組方針

保全・再生の基本的な方針としては、

- ・地域自生種が数多く生育する残存植生を活かし、種子の自然拡散、散布等による群落の拡大を誘導する。
- ・長期的な視点を持って現地に適した植生を目指し、草本および木本を組み合わせた多様な植生に誘導する。
- ・表面浸食が激しいエリアについては、その対策を実施した上で、残存植生の知見をもとに植生回復・実施を目指す。

そのうえで、各エリアにおける対策の方針は以下のとおりとする。

#### ①山頂・伊吹山全域

ニホンジカの食害防止に向けて、生息状況調査を実施し、ニホンジカによる草地等の利用の密度を把握するとともに、さらなる捕獲の強化のため、効果的な捕獲手法の検討・導入、岐阜県側の自治体との連携を引き続き進めていく。

#### ②山頂・3合目お花畑

ニホンジカによる食害対策として設置している植生防護柵は、一定の回復効果が見られる。一方で、ニホンジカの度重なる体当たりや厳しい気象条件等により破損・劣化が進んでいることを踏まえ、樹脂製から金属製の柵への更新や、既存の柵内への小規模柵の設置等を引き続き実施し、お花畑の防護を更に強化していく。

#### ③南側斜面（8合目付近～山頂）

標高 1,200m以上、概ね8合目より上では、樹木の生育が抑えられること、また、自然公園法上の特別保護地区であり、国指定天然記念物の範囲も含まれていることから、裸地に植生基盤を形成して現況に近い草本植生へ回復させ、長期的には遷移による多様な群落の成立を図る。

#### ④南側斜面（3合目～8合目付近）

浸食が激しい3～8合目付近ではガリ浸食対策を実施した上で、現地の状況や伊吹山における森林の特性について検討し、伊吹山に適した木本および草本を組み合わせた多様な植生の回復を長期的に誘導する。

#### ⑤南側斜面（登山道）

令和5年7月の大雨により被災した登山道については、ここまでの復旧工事において、5合目から6合目は既に完了しており、令和7年夏までにかけて、6合目から8合目にかけての復旧工事、また、令和6年7月の連続的な降雨によって追加的に被災した4合目から5合目の修繕工事を行う。再開に向けては、登山利用者の安全確保の観点から、保全対策の進捗状況等を踏まえ、その可否と時期について判断することとする。

#### ⑥勝山谷川流域

土砂流出による下流の人家や道路、農業用水路への更なる被害を防止するため、砂防堰堤および治山堰堤を新設するほか、森林整備等を実施する。

別紙：目指すべき伊吹山の将来像